

使用者側からのアプローチ（答弁書の作成に当たって）

1 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求を争うことになるので、「本件申立てを棄却する」と答弁することが通常です。

未払残業手当請求事件の場合、審判申立てを受けた後、会社側において、当該従業員の労働時間数を集計し、時間外労働等に対する割増賃金を計算した結果、割増賃金の一部未払いが判明するケースも想定されます。このような場合であっても、実務的には、「本件申立てを棄却する」旨の答弁をした上、別途、答弁書において「その他本件に付随する事情」として説明し、事案の実情に即した解決を求めるか、審判期日において口頭で陳述する等の賃金未払いを一部認める旨方策が採られることが多いと思われます。

2 申立書に記載された事実に対する認否

申立書の「申立ての理由」と「予想される争点及び争点に関連する重要な事実」に記載される事実について認否をしてください。認否の方法は、まず相手方が認める事実を示した上、その余の事実を「否認（認めない）」又は「不知（知らない）」と記載する方法が裁判所の通例です。なお、申立人の法律上の主張や請求に対しては「争う」と記載します。

特に、未払時間外手当請求事件においては、会社にタイムカードが設置されている場合、裁判所は客観的な打刻時刻をもって労働時間を認定する傾向が強いため、タイムカードの打刻時間が労働時間に関連するか否か精査した上で、答弁することに留意してください。

3 答弁を理由づける具体的な事実・予想される争点及び争点に関連する重要な事実

申立人の主張に対して、否認した理由や抗弁事実の主張を記載します。

本件では、①管理監督による適用除外、②始業前、終業後の作業は、相手方の残業指示によるものでないこと（時間外労働に当たらないこと）、③展示即売会の開催時期の実労働時間の範囲、④法定外のみなし手当を支給済みであること、⑤法定外のみなし手当は割増賃金の基礎賃金に含まれないことを主張することになります。

258 第3章 第9節 地位確認請求・損害賠償請求（高齢者雇用安定法）

労働者側からのアプローチ（申立書の作成に当たって）

1 事件の表示

雇用（労働）契約上の地位確認等請求労働審判事件（第1節 普通解雇と同様）

なお、再雇用拒否が不法行為に該当する（高年法違反は不当労働行為）として、得べかりし收入を損害賠償として請求することも考えられますが、本書では地位確認と賃金請求を行うことを前提とします。

2 申立ての趣旨の記載

「申立人が、相手方に對し、労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する」とするのが一般的です。

その他、第1節普通解雇と同様です。

3 申立ての理由の記載

下記4(2)のように、権利濫用ないし解雇権濫用法理の類推という理論構成にするならば、権利濫用に関する相手方の抗弁（権利濫用の評価障害事実）を想定して、権利濫用の評価根拠事実を中心に記載することになります。

4 予想される争点及び当該争点に関連する重要な事項

(1) 判例の事例との対比

津田電気計器事件（大阪地判平22・9・30判1019・49）、東京大学出版会事件（東京地判平22・8・26判1013・15）ともに、再雇用拒否事由に該当しないという裁判所の事実認定が前提になり、権利濫用ないし解雇権濫用法理の類推適用という理論構成がされています。これに比べ本事例では、だんじり祭り参加のための欠勤と、呼気検査での酒気検知という客觀的事実があり、形式的に再雇用拒否理由の該当性を争うことはで

組見本
(B5判縮小)

書式例

○答弁書（時間外手当請求）

平成23年（労）第〇〇〇号 未払割増賃金請求労働審判事件
申立人 甲野太郎
相手方 丙山商事株式会社

(注1)
答弁書

(注2)
平成23年7月10日

(注3)
大阪地方裁判所 第〇民事部 御中

〒〇〇〇-〇〇〇〇 大阪市北区西天満〇丁目〇番〇号××ビル
○階
丁谷法律事務所【送達場所】
電話 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 06-〇〇〇〇-xxxx
相手方代理人
弁護士 丁谷四郎㊞

(注4)
第1 申立ての趣旨に対する答弁
1 申立人の申立てを棄却する。

書式例

○労働審判申立書（地位確認等請求事件）

労働審判手続申立書

(注1)
平成23年10月〇日

(注2)
大阪地方裁判所 御中

申立代理人
弁護士 乙山次郎㊞

〒〇〇〇-〇〇〇〇 大阪府〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇〇〇
申立人 甲野太郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇 大阪市中央区北浜〇丁目〇番〇号××ビル
○階
丁谷法律事務所【送達場所】

(注1) 形式的記載事項（労審規7、民訴規2）

- ①当事者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
- ②事件の表示
- ③附属書類の表示
- ④年月日
- ⑤裁判所の表示

(注2) 管轄（労審2）

労働審判事件の事物管轄は、申立ての価額にかかわらず、全て地方裁判所です。
具体的には、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地の外、当該労働者が現に就業し若しくは最後に就業した当該事業主の事業所の所在地を管轄する地方裁判所になります。

(注3) 労働審判の申立て手数料

民事訴訟料、一ヶ月

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号
高松支社 〒760-8536 高松市屬町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2014.4) 507731



この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています。

紛争類型別

労働審判の実務と書式

迅速な起案に役立つ労働審判対応の必携書！

共著 草尾光一（弁護士）
秦周平（弁護士）

紛争類型別
労働審判の実務と書式
共著 草尾光一（弁護士）
秦周平（弁護士）

B5判・総頁334頁
本体価格 3,600円+税
送料実費

〔電子書籍版〕
本体価格 2,600円+税

0120-089-339 受付時間／8:30～17:00
ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>
新日本法規 Web で検索
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

創業1948年

新日本法規出版